

御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務
公募型プロポーザル質問回答書 [5月1日回答]

No	資料名(項)	質問内容	回答
1	1.募集要項 P2. 3.(3) 参加資格要件	提出日までに登録と同等の資料を提出させていただくことで、登録見込扱い(本条件を満たす)としていただくことは可能でしょうか。	不可となります。
2	1.募集要項 P3. 3.(3) 参加資格要件	規模についての制限はないという理解でよろしかったでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	1.募集要項 P3. 3.(4) 有資格者の配置	④電気設備主任と⑤機械設備主任を兼務する事は可能でしょうか。	各技術者の兼務は不可となります。
4	1.募集要項 P3. 3.(4) 有資格者の配置	兼務が不可の場合に設備設計一級建築士以外の有資格者を配置する事は可能でしょうか。	可能とします。ただし、電気設備主任担当技術者または機械設備主任担当技術者のどちらかには、設備設計一級建築士の有資格者の配置を必要とします。もう一方は、設備設計一級建築士または、建築設備士の有資格者を配置することとします。なお、様式5の当該技術者の資格欄は適宜修正してください。
5	1.募集要項 P3. 3.(4) 有資格者の配置	可能な場合の配点を教えて下さい。	9.審査基準書のとおりです。
6	1.募集要項 P5. 5.(2) 質問の受付及び回答	質疑回答についてはそれぞれの回答期限日までに回答内容がまとまり次第、貴市ホームページに順次公表していただけないでしょうか。	回答内容がまとまり次第、随時ホームページにて公表します。
7	様式5 業務実施体制	様式5 業務実施体制のうち、電気設備主任担当技術者と機械設備主任担当の資格欄がともに設備一級建築士となっていますが、どちらか一方を設備一級建築士とし、もう一方を建築設備士資格保有者等とし、設備一級建築士が両方の法適合確認を行うことで法的な要件を満たしたいと考えています。そのようにしてよろしいでしょうか。	質問4.の回答のとおりです。

8	3.仕様書 P3. 1.(8) 必要駐車・駐車台数	仕様書の1.概要(8)施設計画条件 P3 の〈必要駐車・駐輪台数〉に記載されている対象のうち整備場所が「別敷地」となっている対象について全体の動線計画に必要なため候補地を示していただけますでしょうか。	現在、想定している候補地を追加資料 1 としてホームページに公表します。
9	3.仕様書 P16.別表 4	仕様書の成果物リストに解体図の記載がありますが解体設計は本業務に含まれますでしょうか。	本業務には、既存校舎の解体設計は含まれてません。
10	3.仕様書 P16.別表 4	含まれる場合に既存校舎の CAD データはありますか。	上記のとおりです。

※なお、回答した内容は、「御所市義務教育学校建設に関する基本設計及び実施設計業務 公募型プロポーザルに係る募集要項、様式、仕様書」に反映されたものとみなします。